

## 熊本県林業専用道（規格相当）設計・技術審査会設置要項

### （目的）

**第1条** 熊本県における林業専用道（規格相当）等の整備を推進するため、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号）及び国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領の運用について（平成28年（2016年）1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知）の規定に基づき、熊本県林業専用道（規格相当）設計・技術審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### （審査会の構成、事務局及び会長）

**第2条** 審査会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- （1）熊本県農林水産部森林局森林整備課長（以下「森林整備課長」という。）
- （2）熊本県農林水産部森林局森林整備課 造林間伐班長及び林業専用道（規格相当）担当者
- （3）熊本県農林水産部森林局林業振興課 林道班長及び林道技術基準担当者

2 審査会の事務局は、熊本県農林水産部森林局森林整備課造林間伐班に置き、森林整備課長が会長を務める。

### （審査会の業務）

**第3条** 審査会は、「熊本県間伐等森林整備促進対策事業路網整備設計・技術審査事務処理要領」に定める事項について審査・検討を行い、その結果を知事へ報告する等の事務を行う。

### （審査会の開催等）

**第4条** 会長は、前条の審査案件が生じた時は、審査会を開催するものとする。

2 審査会は、次の各号すべての条件を満たさなければ開催することができない。

- （1）第2条第1項の構成員5名のうち、会長を含めた4名以上の構成員が出席すること。
- （2）関係事業実施主体からの説明を要する場合には、当該実施主体の担当者等が出席すること。

3 審査会の開催が困難、かつ、緊急を要すると会長が認める場合には、前項の規定に関わらず、構成員へ書面で意見を照会することをもって審査会の開催に代えることができる。この場合において、関係事業実施主体からの説明を要する案件については、必要事項に関し、事務局が事前に聞き取りを行うものとする。

4 会長は、審査を行ったときは、速やかにその結果を知事へ報告するものとする。

### 附 則

この要項は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、令和5年（2023年）8月3日から施行する。